

## 太陽 ASG 拝啓理事長先生

経営者のための学校情報 第186号

この資料は全部お読みいただいて2分30秒です。

今回のテーマ： 自動車のリサイクルコストの会計処理

### 1 自動車リサイクル法の施行

近年の環境問題への取組みの一環として、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（通称 自動車リサイクル法）が平成17年1月から施行されています。この法律では、リサイクルのために必要となる費用は、自動車の所有者が負担することとなっています。

### 2 リサイクルコストの発生とは

リサイクルコストを負担する時期は、

- ・制度施行後に購入した自動車については、購入時
- ・制度施行時、すでに使用中の自動車については、最初の車検時
- ・車検を受ける前に廃車にする場合は、引取業者への引渡時

### 3 リサイクルコストの主な内容と会計処理

リサイクルコストは大きく分けて、資産計上するものと経費処理するものに分かれます。

A 預託金として計上する必要があるもの	B 経費処理でよいもの
シュレッダーダスト料金／エアバッグ類料金	資金管理料金
フロン類料金／情報管理料金	

預託金として計上する必要があるリサイクルコスト（上記A）に関する仕訳は次のようになります。

#### (1) 自動車の購入時

＜資金取引＞ (借) その他の支出－預託金支出 / (貸) 現預金  
→B/Sに「預託金」が計上されます。

#### (2) 自動車の売却時（下取りを含みます。）

売却代金の中の預託金相当額を「預託金回収収入」とし、残額を「車輛売却収入」に計上します。

＜資金取引＞ (借) 現預金 / (貸) その他の収入－預託金回収収入  
→B/Sの「預託金」がなくなります。

#### (3) 自動車の廃車時

「預託金回収収入」を計上し、同額をリサイクル費用として「経費支出」に計上します。

＜資金取引＞ (借) 経費支出 (ex.委託手数料支出) / (貸) その他の収入－預託金回収収入  
→B/Sの「預託金」がなくなります。

会計処理の詳細については『経営実務 Q&A「月刊私学」第92号（2005年8月号）』のご参照をお勧めします。

### お見逃しなく！

ご使用になっている会計ソフト等に「預託金」勘定が設定されていない場合には、新たに科目を設定する必要があります。

各種の会計ソフトでは、勘定科目のそれぞれについて詳細な設定が必要な場合ですが、「預託金」は学校会計上「電話加入権」と同じ性質の科目なので、科目の設定の際には参考にするとよいでしょう。